

## 議第174号

### 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県営住宅および共同施設の設置および管理について」を「この条例」に改め、「いう。）」の右に「第5条第1項および第2項ならびに第23条第1号の規定に基づき県営住宅および共同施設の整備基準等について定めるとともに、法」を加え、「この条例に定めるところによる」を「県営住宅および共同施設の設置および管理について必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の2中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（整備基準）

第2条の2 法第5条第1項および第2項の条例で定める整備基準は、別表第1のとおりとする。

第4条第1項第2号中「、イまたはウ」を「またはイ」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ア中「令第6条第4項に規定する場合」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合または県営住宅が法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものもしくは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「およびイ」を削り、「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同号ウを同号イとする。

第5条第2項中「第23条第3号」を「第23条第2号」に改める。

別表中「第2条の2関係」を「第2条の3関係」に改め、同表を別表第2とし、付則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条の2関係）

1 総則

(1) 県営住宅および共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう

整備すること。

- (2) 県営住宅および共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備すること。
- (3) 県営住宅および共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用および適切な耐久性の確保に努めることにより、建設および維持管理に要する費用の縮減に努めること。

## 2 敷地

- (1) 県営住宅および共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれがある土地および公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。
- (2) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等による安全上必要な措置を講ずること。
- (3) 敷地には、雨水および汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設を設けること。

## 3 住宅

- (1) 住棟その他の建築物は、敷地内およびその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光および開放性の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。
- (2) 住宅には、防火、避難および防犯のための適切な措置を講ずること。
- (3) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (4) 住宅の床および外壁の開口部には、これらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (5) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）およびこれと一体的に整備される部分には、これらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (6) 住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検および補修を行うことができるための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (7) 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するために適切な台所および浴室を設ける場合は、この限りでない。

- (8) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備および浴室ならびにテレビジョン受信の設備および電話配線を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所または浴室を設ける場合にあつては、各住戸に台所または浴室を設けることを要しない。
- (9) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (10) 住戸内の各部には、移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (11) 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。

#### 4 附帯施設

- (1) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。
- (2) 附帯施設は、入居者の衛生、利便等および良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

#### 5 共同施設

- (1) 児童遊園を設ける場合にあつては、その位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟の配置等を考慮して、入居者の利便および児童等の安全を確保したものとする。
- (2) 集会所を設ける場合にあつては、その位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟および児童遊園の配置等を考慮して、入居者の利便を確保したものとする。
- (3) 広場および緑地を設ける場合にあつては、その位置および規模は、良好な居住環境の維持増進に資するものとする。
- (4) 敷地内の通路は、敷地の規模および形状、住棟等の配置ならびに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模および構造とし、かつ、合理的に配置すること。
- (5) 通路における階段には、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な手すりまたは傾斜路を設けること。

#### 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。